

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印神 戸 市 長 刷発行人 発行日毎 週 火 曜 日

# 目次

<u> </u>	Т	T	
種類	件名	所管部署	ページ
告示	土堪汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	石川県における市税に関する申告期限等の延長期限を指定 する告示	行財政局税務部税制企 画課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	9
告示	都市再生整備特別措置法による特例道路占用区域の指定 (神戸都心・ウォーターフロント地区(第3期))	建設局道路管理課	11
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道神戸三田線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道市野瀬有馬 線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道中2号線、中 50号線、八多里16号線)	建設局道路管理課	16
告示	放置物件等の事前撤去告示	港湾局神戸港管理事務 所	17
公告	事業計画の変更(第3回)の認可(神戸市湊川町10丁目沿道 整備街路事業)	都市局地域整備推進課	18
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(アカデミアタウンD. C. 建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	19
水道局	収納取扱金融機関の取扱店舗範囲の変更(播州信用金庫)	水道局経営企画課	20
教育委員 会	神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に 関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務 部総務課	21

#### 神戸市告示第458号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年12月16日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 指定する区域

難区灘浜東町2番1の一部、2番18、2番19、2番20、2番21、2番22の一部、 2番28の一部、2番29、2番30の一部、2番44の一部、2番45の一部、2番47の一部、 5番1の一部、5番39の一部、5番40の一部、5番41の一部、5番42の一部、 5番43の一部

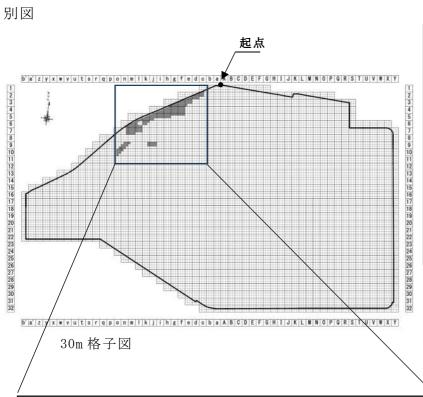
(別図のとおり)

#### 2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物



#### <起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度> 81°58′31″

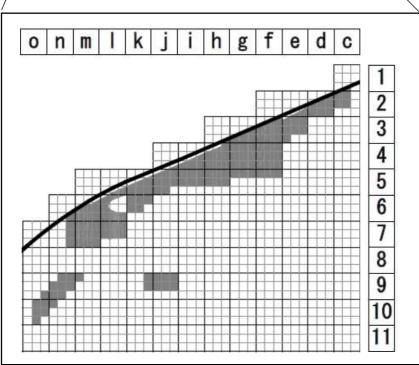
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

#### <凡例>

: 起点

---: : 敷地境界線

: 形質変更時要届出区



10m 区画図

#### 神戸市告示第459号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第8条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月22日神戸市告示第537号において別途告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月17日

神戸市長 久 元 喜 造

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

#### 神戸市告示第469号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
  - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所·名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

### 別 表

別表				
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置 されていた場所	撤去及び保管した自転 車等の台数	撤去及び保管し た年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年11月5日	神戸市須磨区妙法寺字 ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		電話742-2468
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和6年11月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台   原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 14台   原動機付自転車 0台	令和6年11月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台   原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和6年11月12日	
<b>E田区玉小</b> 宮	長田・須磨区管内長期放置	自転車   12台     原動機付自転車 0台	令和6年11月13日	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域 	自転車   9台     原動機付自転車   0台	〒和10年11月13日 	
須磨区西落合	長田・須磨区管内長期放置	自転車   8台     原動機付自転車 3台	令和6年11月19日	
6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車   0台     原動機付自転車   0台     自転車   5台		
長田区御屋敷	長田・須磨区管内長期放置	日転単   5日   1日   1日   1日   1日   1日   1日   1日	令和6年11月20日	
通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	F	,	
長田区西代通	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台     自転車   5台	令和6年11月21日	
1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 17台	1	
	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 2台 自転車 3台	令和6年11月26日	
通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 1台		
長田区西代通	長田・須磨区管内長期放置 板宿・西代駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 21台	令和6年11月27日	
1丁目1番 西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 12台		
長田区御屋敷	長田・須磨区管内長期放置 新長田駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 10台	令和6年11月28日	
通2丁目6番 西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台 自転車 12台		
長田区西代通	長田・須磨区管内長期放置板宿駅周辺自転車等	原動機付自転車 0台 自転車 0台	令和6年11月29日	
1丁目1番 西代保管所	放置禁止区域 長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車 0台 自転車 4台 原動機付自転車 0台		
		原動機付自転車 0台		

#### 神戸市告示第470号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号) 第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。 令和6年12月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び 保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間
  - この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)
- 3 返還事務を行う時間
  - 三宮保管所及び湊町保管所
  - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
  - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで (日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及 び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければ ならない。

#### 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 메 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放 置されていた場所	撤去し、及び保管し の台数	た自転車等 	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先	中央区長期放置	自転車	9 台	令和6年11月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12-
三宮保管所	<b>个人区区</b> 物版值	原動機付自転車	1 台	ካላከ04117114	建設局中部建設事務所
	<b>中中区</b> E 如	自転車	25 台	△和6年11日6日	電話 511-0515
	中央区長期放置	原動機付自転車	2 台	令和6年11月6日	
	三宮駅周辺	自転車	40 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	13 台	令和6年11月7日	
	元町駅周辺  自転車等放置禁止区域				
	日和平分队但示正区场	原動機付自転車	0 台		_
	三宮駅周辺	自転車	16 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月9日	
	駐輪場内	自転車	2 台	101801117770	
		原動機付自転車	0 台		
		自転車	26 台	A 500 544 B 44 B	
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年11月11日	
	三宮駅周辺	自転車	31 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺  自転車等放置禁止区域	自転車	21 台	令和6年11月14日	
	口刊半可以但示业区域	原動機付自転車	0 台		
	春日野道駅周辺	自転車	1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		_
	三宮駅周辺	自転車	7 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	10 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月15日	
		自転車	1 台		
	駐輪場内				
		原動機付自転車	0 台		-
	中央区長期放置	自転車	7 台	令和6年11月16日	
		原動機付自転車	0 台	124140 1 11771014	_
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	25 台	<b>∆</b> -\$70,5744 B 40 B	
		原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	6 台	令和6年11月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	11 台		1
	中央区長期放置	原動機付自転車	2 台	令和6年11月20日	
		+			-
	三宮駅周辺  自転車等放置禁止区域	自転車	7 台		
	日料平守以直示工区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月22日	
	春日野道駅周辺	自転車	1 台	1140-11722H	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	E2+A18-4	自転車	3 台		
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台		
	二方即国河	自転車	37 台		†
	三宮駅周辺  自転車等放置禁止区域				
		原動機付自転車	0 台	令和6年11月25日	
	元町駅周辺  自転車等放置禁止区域	自転車	5 台		
	口刊半可以但示业区域	原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	6 台	令和6年11月26日	
	, ALAMME	原動機付自転車	0 台	12-180-T-11/120 EI	
	三宮駅周辺	自転車	11 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	————————————————————— 元町駅周辺	自転車	1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
				令和6年11月29日	
	駐輪場内	自転車	1台		
		原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	4 台		
	· ^-^////	原動機付自転車	0 台	1	1

兵庫区湊町1丁目35	cen em to	自転車	25 台	A400 T + 1 T + T			
奏町保管所	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年11月1日			
	神戸駅周辺	自転車	15 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	兵庫駅周辺	自転車	11 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月5日			
		自転車	3 台				
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台				
		自転車	12 台				
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年11月6日			
	++ =======						
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	18 台				
		原動機付自転車	0 台				
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台				
	口私平寸灰世示正区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月11日			
	駐輪場内	自転車	2 台				
		原動機付自転車	0 台				
	兵庫区長期放置	自転車	1 台				
		原動機付自転車	0 台				
	神戸駅周辺	自転車	13 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	新開地駅周辺	自転車	11 台	令和6年11月13日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	1140-1177100			
	湊川駅周辺	自転車	14 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	5.序页 E 如	自転車	5 台	<b>△和6年11日16日</b>			
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年11月16日			
	神戸駅周辺	自転車	18 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月18日			
	兵庫駅周辺	自転車	1 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
		自転車	16 台				
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台				
		自転車	23 台				
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年11月20日			
	神戸駅周辺	自転車	9 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	女 目 4 M 田 伊 ツ	自転車	9 台				
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年11月21日			
		自転車	5 台				
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域		0 台				
		原動機付自転車 自転車	2 台				
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域		0 台				
		原動機付自転車					
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6 台				
		原動機付自転車	0 台	令和6年11月26日			
	駐輪場内	自転車	6 台				
		原動機付自転車	0 台				
	兵庫区長期放置	自転車	7 台				
		原動機付自転車	0 台				
	神戸駅周辺	自転車	26 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	新開地駅周辺	自転車	5 台	令和6年11月28日			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	₽₩♥₩Ⅱ月28日			
	湊川駅周辺	自転車	5 台				
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台				
	日私平分以世宗正区域	冰刻饭门口拉牛	VП				
	兵庫区長期放置	自転車	17 台	令和6年11月29日			

#### 神戸市告示第471号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例 第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去 し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 別表

_ 別表				
自転車等の保管及び	自転車等が置かれ、又は	撤去し、及び保管した	撤去し、及び	問い合わせ先
返還の場所	放置されていた場所	自転車等の台数	保管した年月日	HIV   142 @ 70
垂水区西舞子8丁目20番19号	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年11月1日	垂水区福田5丁目6番20号
垂水保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		電話707-0234
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 3 台	令和6年11月6日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 0 台	令和6年11月15日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	舞子駅周辺自転車等	自転車 0 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	西舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年11月22日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年11月27日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 4 台		
		原動機付自転車 1 台		

#### 神戸市告示第472号

都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 62 条第1項第1号の規定に基づき、特例道路 占用区域として次の区域を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

#### (1) 新たに特例道路占用区域として指定

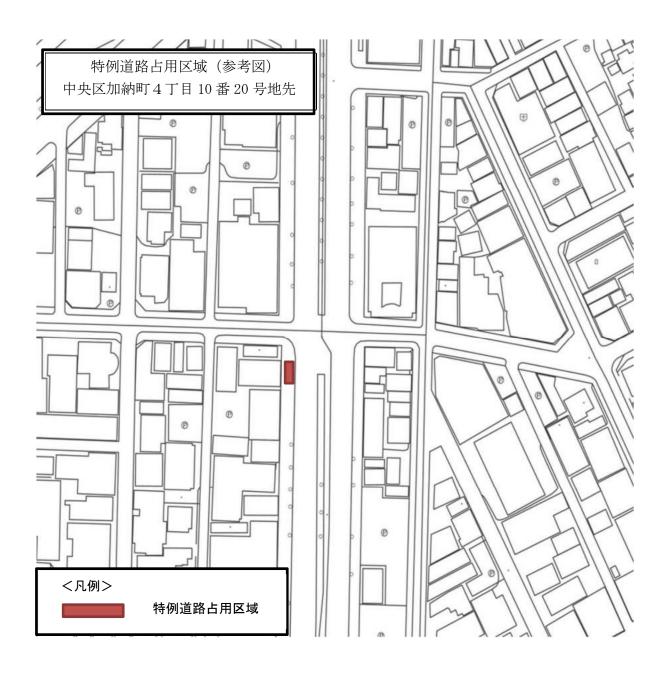
道路の	指定の区域		道路占用許可を受けることが
種類	路線名	区間	できる施設等の種類
市道	若菜神戸駅線	神戸市中央区北長狭通2丁目 31番66号地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの
県道	新神戸停車場線	神戸市中央区加納町4丁目10番20号地先歩道部 (参考図参照)	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの

#### (参考) 従前からの特例道路占用区域

(多句) 风间水 5 公内 内距距自用色数							
道路の		指定の区域	道路占用許可を受けることが				
種類	路線名	区間	できる施設等の種類				
県道	神戸明石線	神戸市中央区三宮町1丁目10 番地先歩道部	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの				
県道	神戸明石線	神戸市中央区元町通1丁目35番歩道部	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの				
県道	神戸明石線	神戸市中央区三宮町1丁目7 番28地先歩道部	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの				
市道	若菜神戸駅線	神戸市中央区布引町4丁目2 番3号地先歩道部	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの				
市道	六甲道三宮線	神戸市中央区旭通4丁目1番 10号地先歩道部	自転車駐車器具で自転車を賃貸す る事業の用に供するもの				

三宮プラッツ	神戸市中央区三宮町1丁目1 番地先	食事施設、購買施設その他これらに 類する施設で道路の通行者又は利 用者の利便の増進に資するもの
--------	----------------------	---





#### 神戸市告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年12月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

#### 神戸市

			f	弋表者	神戸市長 夕	、元	喜 造
道路の	路線名	区	]	新旧	延長	幅	員
種類				別	(メートル)	(メー	・トル)
県道	神戸三田線	神戸市北区山田町下谷上	:字	新	196. 20	最大	18.80
		今草辻9番29地先から				最小	13.90
		神戸市北区山田町下谷」	:字	旧	196. 20	最大	17.80
		門口8番10地先まで				最小	12.00

#### 神戸市告示第474号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年12月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

神戸市

			代表者	神戸市長 久	、 元 喜 造
道路の	路線名	区間	新旧	延長	幅員
種類			別	(メートル)	(メートル)
県道	市野瀬有馬	神戸市北区有野町有野	新	46. 30	最大 10.00
	線	字平井425-1地先から			最小 9.50
		神戸市北区有野町有野	旧	46. 30	最大 10.00
		字堀越443-1地先まで			最小 7.00

#### 神戸市告示第475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年12月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年1月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月24日

神戸市

			代表者	神戸市長 久	、元 喜 造
道路の	路線名	区間	新旧	延 長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	中50号線	神戸市北区八多町中字ふけ	新	28. 40	最大 4.70
		68番27地先から			最小 4.70
		神戸市北区八多町中字ふけ	旧	28. 40	最大 14.40
		892番4地先まで			最小 4.70
市道	中2号線	神戸市北区八多町中字ふけ	新	24. 50	最大 7.60
		68番38地先から			最小 5.80
		神戸市北区八多町中字ふけ	旧	24. 50	最大 6.60
		68番24地先まで			最小 5.80
市道	八多里16号	神戸市北区八多町中字ふけ	新	24.50	最大 7.60
	線	68番38地先から			最小 5.80
		神戸市北区八多町中字ふけ	旧	24. 50	最大 6.60
		68番24地先まで			最小 5.80

#### 神戸市告示第476号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置(以下、「放置物件等」という。)する禁止行為があったため、同法第56条の4第1項の規定により放置物件等の撤去を命ずる。所有者または占有者、その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)の氏名及び住所を確知することができないため、同法第56条の4第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 放置物件等

場所 メリケンパーク

管理	放置物件等一覧				
番号	名称又は種類	形状	数量	放置場所	備考
14	二輪軽自動車	スクーター型 (ヤマハ・マジェス ティ 250)	1	メリケンパーク 無料駐輪場	

\*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

#### 2 撤去期限

この告示の日から14日間

- 3 期限までに撤去しなかった場合の措置 神戸市又は委任した者により、放置物件等を撤去保管する。
- 4 問い合わせ等
  - (1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで。
  - (2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階 神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2501

#### 神戸市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、神戸市湊川町10丁目 沿道整備街路事業の事業計画の変更(第3回)を認可しましたので、同条第3項において準用 する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 施行者の名称 神戸市
- 2 事業施行期間 令和元年9月19日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区 神戸市兵庫区湊川町10丁目の一部
- 4 土地区画整理事業の名称 神戸市湊川町10丁目沿道整備街路事業
- 5 事務所の所在地 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル内
- 6 施行認可の年月日 令和元年9月19日
- 7 変更認可の年月日令和6年12月11日

#### 神戸市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和6年12月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称 アカデミアタウンD. C. 建築協定
- 2 建築協定区域の位置 神戸市西区学園東町4丁目659番57 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時 令和7年1月17日(金) 10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 建築住宅局 603会議室
- 5 連絡先 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話(078)595-6555

#### 神戸市水道告示第27号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定(昭和 47 年 11 月神戸市水道告示第 6 号)の 一部を次のように改正し、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。

令和6年12月24日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

#### (2) 収納取扱金融機関の項中

Γ

播州信用金庫	神戸市内(ただし、	口座振替については兵庫	を
	県下)		

Γ

播州信用金庫	兵庫県下(ただし、口座振替については兵庫	に改める。
	県下及び大阪府下)	

 $\rfloor$ 

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

神戸市教育委員会 教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第3号

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
第13条 健康教育課は、次の事務を分	第13条 健康教育課は、次の事務を分		
掌する。	掌する。		
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]		
(5) 学校給食 <u>センター</u> に関するこ	(5) 学校給食 <u>共同調理場</u> に関するこ		
と。	と。		
(6) [略]	(6) [略]		

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則 (昭和41年4月教育委員会規則第2号) の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該 改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条 教育機関は、これを次のよう に分類し、次のように職制を定める。

類別	所管	教育機関	職制	
[略]	[略]	[略]	[略]	
第 4 類	[略]	[略]	[略]	
	健康教	北学校給食	場長	
	育課	共同調理場		
		第一学校給	_	
		食センター		
		[略]	[略]	

2、3 [略]

別表 (第6条関係)

 $1 - 1 \sim 4 - 1$  [略]

- 4-2北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場
- (1) 学校給食の実施に必要な物資の 調達並びに調理及び配送に関する こと。

第2条 教育機関は、これを次のよう に分類し、次のように職制を定める。

類別	所管	教育機関	職制
[略]	[略]	[略]	[略]
第4類	[略]	[略]	[略]
	健康教	北学校給食	場長
	育課	共同調理場	
		[略]	[略]

2、3 [略]

別表 (第6条関係)

 $1 - 1 \sim 4 - 1$  [略]

4-2 学校給食共同調理場

- (1) 学校給食物資の調達に関すること。
- (2) 学校給食の献立及び調理に関すること。
- (3) 副食物等の配送に関すること。

- (2) 給食器具の衛生管理に関するこ <u>と。</u>
- (3) その他前2号に付随する業務。

(4) 給食器具の衛生管理に関すること。

附則

(施行期日)

この規則は、令和7年1月1日から施行する。